7　届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　該当する□にレ印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（届出者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　届出者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、届出者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

［削る］

4　3の欄は、次によること。

(1)　住所の欄並びに氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、非常時運用人について注3(1)から(3)までに準じて記載すること。

(2)　連絡先の欄は、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

5　6の欄は、該当する□にレ印を付けること。

6　届出書の用紙は、日本工業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

注1　電波法施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る届出の場合は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）にあてること。

［新設］

2　届出者の欄の記載は、次によること。

［新設］

［新設］

(1)　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

(2)　代理人による届出の場合は、届出者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の電話番号を付記すること。

3　非常時運用人の欄の記載は、次によること。

(1)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。

(2)　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(3)　連絡先については、電話番号その他の必要な連絡先を記載することとし、担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。

4　欠格事由については、法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた当該無線局の免許人以外の者が法第5条第3項各号のいずれにも該当しないときはその旨、法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた当該登録局の登録人以外の者が法第27条の20第2項各号（第2号を除く。）のいずれにも該当しないときはその旨を記載すること。

［新設］

［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。